



医師国保だより



第112回組合会 (平成22年2月25日 ANAクラウンプラザホテル広島)

目次

第112回広島県医師国民健康保険組合	Q&A	14 頁
組合会議議事録.....	お知らせ.....	16 頁
給付制限 (自家診療) について.....		12 項

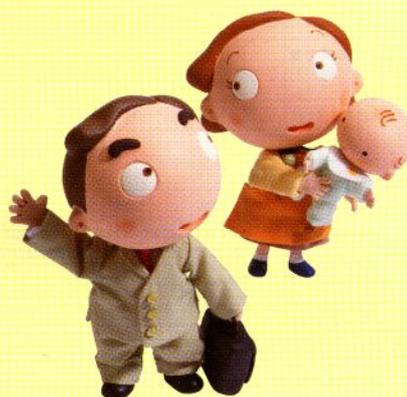
給付制限(自家診療)について

医師国保は他の保険とは異なり、

1.保険料を納入する方

2.診療報酬を受ける方

3.保険を運営管理する方



ともに、皆医師である組合員となっています。このため全国の医師国保では、自家診療については原則として保険給付を行わないことになっています。

自家診療とは

組合員が開設又は勤務する医療機関等で診療を受けたとき

ケース1

同じ世帯の組合員それぞれが開設する医療機関で診療を受けたとき

ケース2

大学病院所属の組合員が、大学病院以外の自己の勤務する医療機関で受診したとき
または医療機関の所属なしで加入している組合員が非常勤で勤務する医療機関で受診したとき

ケース3

※組合員の家族として医師国保に加入される方も同様の取り扱いになります。

どのケースについても **院外処方**の調剤料も自家診療となります。

またつぎの場合も自家診療に該当します。

はり灸の同意書

治療用装具の診断書

傷病手当金の担当医師の証明

*病状が重篤で、緊急やむを得ない場合等は自家診療の請求ができる場合もありますので、その場合は事前に組合までご相談ください。

ケース1

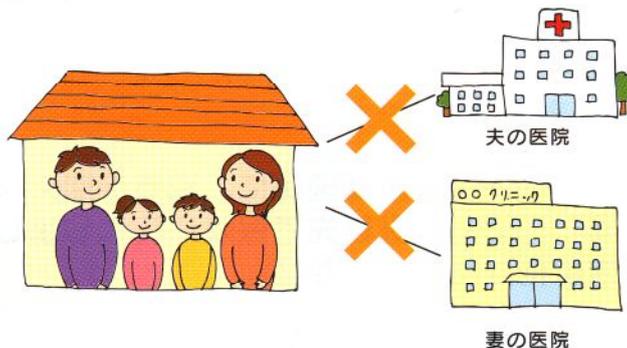
同じ医療機関で医師国保に加入している方々が、その医療機関・同一法人の医療機関(本院・分院)で診療を受けるとき



医師国保に加入する医師・勤務医・従業員とその家族

ケース2

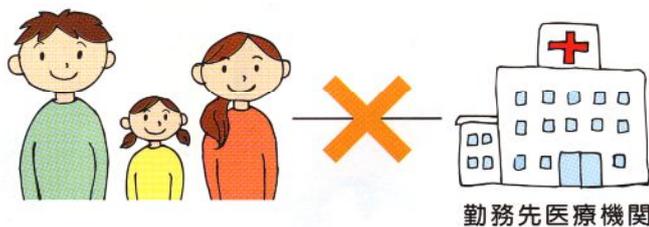
同じ世帯の医師がそれぞれ開設する医療機関で診療を受けるとき



同じ世帯で医師国保に加入する医師とその家族

ケース3

自宅会員や広大会員として県医師会に加入し、医師国保に加入している医師が非常勤で勤務する医療機関で診療を受けるとき



医師国保に加入する医師とその家族

ただし次の方の受診は自家診療の対象とはなりません

- ◎ 第三種組合員
(後期高齢者医療の被保険者)
- ◎ 医師国保に加入していない家族

自家診療でも請求できるのは

- ◎ インフルエンザ予防接種の補助
 - ◎ 特定健康診査
- ※ただし医師の場合は自己健診が現在認められておりません
医療機関におひとりしか医師がいない場合は他の機関で受診してください

Q&A

資格関係

Q

現在家族と一緒に市町村国保に加入している従業員を本人1人だけ医師国保に加入させることはできますか？

A

1人だけの加入はできません。

医師国保は市町村国保と同じ制度で世帯単位の加入となります。同一住民票の3親等内の親族で市町村国保に加入している方も、従業員の家族と一緒に医師国保に加入するか、または全員がそのまま市町村国保に残るか、どちらかを選択していただくことになります。

注意！協会けんぽの適用事業所の従業員の方*は医師国保に全員が加入するか、協会けんぽに加入することになります。

※「健康保険被保険者適用除外」の承認を受けることで医師国保に加入できる方。

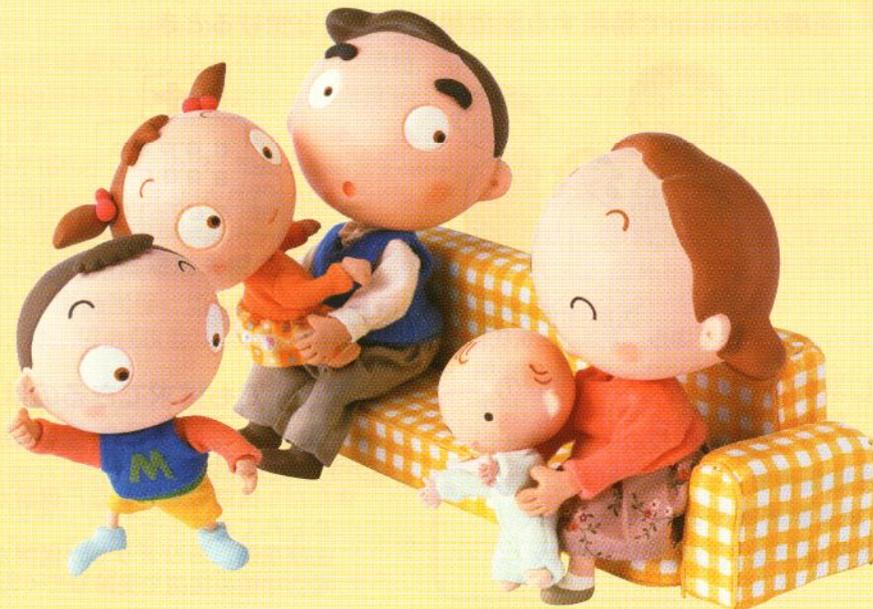
Q

私は医師ですが、現在医師国保に、医療機関の所属なしで加入しています。このたび勤務先で保険に加入しましたが、医師国保の手続きは何か必要ですか？

A

資格喪失の手続きを行ってください。

他の保険に加入されても、自動的に医師国保の資格は喪失になりません。新たに保険に加入された場合は、必ずご自身で資格喪失の手続きを行ってください。



Q&A

資格関係

Q

子どもが修学のために県外へ転出します。医師国保の資格はどうなりますか？

A

そのまま継続していただけます。

修学のために住民票を移している場合は、医師国保に家族として加入していただくことができます。該当者には㊟の表示のある被保険者証を交付しますので、所定の届書により届け出てください。

注意！学校法人でない予備校等に修学する場合については、住民票を移すと資格を喪失していただくことになります。

Q

子どもが学校を卒業しました。医師国保の資格はどうなりますか？

A

次の①、②のどちらかになります。

- ① 就職して他の保険に加入するとき…資格喪失の手続きを行ってください。
- ② ①以外で、
 - ┌ 同一住民票へ戻るとき……資格は継続します。「法第116条非該当届」を提出してください。
 - └ 同一住民票へ戻らないとき…資格喪失の手続きを行ってください。

Q

住所、氏名が変わりました。医師国保へ届け出は必要ですか？

A

変更届を提出してください。

住所や氏名を変更した場合は、14日以内に医師国保へ届け出てください。



お知らせ

☆平成22年度から医師国保保険料が変わります

平成22年4月から、介護保険料の額が3,100円に変わります。

医療分保険料・後期高齢者支援金分保険料・第3種組合員保険料については、変更はありません。

平成22年度 保険料月額（一人あたり）

区 分	医療分①	後期高齢者 支援金分②	介護保険 料分③	保険料月額 ①+②	介護2号被保険 者の保険料月額 ①+②+③
第1種組合員	16,000円	1,000円	3,100円	17,000円	20,100円
第2種組合員	11,000円			12,000円	15,100円
家 族	8,000円			9,000円	12,100円
第3種組合員※				2,000円	

※後期高齢者医療制度の被保険者で、医師国保に「被保険者ではない組合員」として加入している医師。

☆70歳から74歳の方の窓口負担見直しの凍結について 平成22年度も1割のまま据え置きとなります

現在、70歳から74歳の方の窓口負担について、医療制度改革により、平成20年4月から2割負担に見直すと言われていましたが、平成20年4月から平成22年3月までの2年間、1割のまま据え置かれていました。

引き続き平成22年4月から平成23年3月までの1年間、同様の凍結措置が継続されることとなりました。

(注) 見直し凍結措置は、「一部負担金の割合」が現在3割の方は除かれます。

